

平成 28 年 6 月 27 日

株 主 各 位

古河電気工業株式会社

## (ご参考) 単元株式数の変更および株式併合について

東京証券取引所（以下、「東証」といいます。）における当社普通株式の売買単位を、現在の1,000株から100株に変更いたします。これに伴い、本日開催の第194回定時株主総会決議により、国内上場会社が定める単元株式数が売買単位となる旨を定める東証の規程に基づき、当社定款に定める普通株式の単元株式数を、本年10月1日付で現在の1,000株から100株へと変更することといたしました。また、単元株式数の変更後においても、当社普通株式の売買単位当たりの価格水準を全国証券取引所が望ましいとしている水準（5万円以上50万円未満）とするため、当社普通株式に関し10株につき1株の割合での株式併合を、同じく本年10月1日付で行うことを決議いたしました。

詳細につきましては、以下のQ&Aをご参照ください。

### Q 1. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 1. 単元株式数の変更および株式併合に関する主なスケジュール（予定）は以下のとおりです。

当社株式の売買単位が 100 株に変更（*）	平成28年9月28日（水）
株式併合の基準日	同年9月30日（金）
単元株式数の変更および株式併合の効力発生日	同年10月1日（土）
株主様への株式併合割当通知の発送	同年11月上旬
端数処分代金の支払い開始（Q3.をご参照ください）	同年12月初旬

\* 単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成28年10月1日（土）ですが、株式の振替手続きとの関係上、東証における株主様による当社株式の売買は、同年9月28日（水）以降、これらの効力発生を前提とする売買単位(株式併合後の100株)にて行われることとなります。

### Q 2. 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか。

A 2. 株式併合の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、今回の株式併合により株主様の所有株式数は10分の1となりますが、普通株式1株当たりの資産価値は10倍となります。したがって、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様が所有する当社普通株式の資産価値に変動はありません。

### Q 3. 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A 3.

#### 【所有株式数について】

各株主様の株式併合後の所有株式数は、平成28年9月30日（金）の最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた数（1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。

証券会社等に株主様が開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成28年10月1日（土）付で、株式併合後の株式数に変更されます。

なお、株式併合の結果、1に満たない端数が生じた場合には、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします（具体的なスケジュールはQ1.のとおりです。）。

### A3（前ページからの続き）

#### 【議決権数について】

株式併合によって、各株主様の所有株式数は10分の1になりますが、あわせて単元株式数の変更（1,000株から100株への変更）を行うため、各株主様の議決権数は変わりません。具体的には、株式併合および単元株式数変更の前後で、所有株式数および議決権数は以下のとおりとなります。

	効力発生前		⇒	効力発生後		
	所有株式数	議決権数		所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例1	2,000株	2個		200株	2個	なし
例2	1,500株	1個		150株	1個	なし
例3	505株	なし		50株	なし	0.5株
例4	7株	なし		なし	なし	0.7株

- ・例2および例3では単元未満株式（効力発生後において例2および例3ともに50株）がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買取または買増制度がご利用できます。
- ・例3および例4において発生する端数株式相当分（例3は0.5株、例4は0.7株）につきましては、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。
- ・例4においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。

なお、株主様が開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくはお取引の証券会社にお問い合わせください。

#### Q4. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A4. 特段のお手続きの必要はございません。

#### Q5. 1株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

A5. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増または買取をご請求いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることも可能です。買増および買取の価格は市場価格となります。

なお、単元未満株式の買増・買取のお申出は、お取引の証券会社において受け付けております。証券会社に口座を作られていない株主様は、後記株主名簿管理人までお問い合わせください。

#### 【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関しご不明な点は、お取引の証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

株主名簿管理人 : みずほ信託銀行株式会社 証券代行部  
電話番号 : 0120-288-324（フリーダイヤル）  
受付時間 : 午前9時から午後5時まで（平日）

以上